

ミシシッピデルタにおける公民権 運動の展開と帰結 (上)

——「フリーダムサマー」20周年によせて——

藤 岡 惇

目 次

- I はじめに——1960年代のデルタ
- II サンフラワー郡における運動の展開 (以上本号)
- III たち上るプランテーション労働者と土地清掃
- IV 黒人の自主的組織の前進——ホームズ郡のばあい
- V 小 括 (以上次号)

I はじめに——1960年代のデルタ

(1) なぜミシシッピデルタに注目するか

すでに触れたように南北戦争後、旧奴隷の希求した土地革命の挫折を土台に反革命が勝利をおさめて以来、南部の地では「綿花 (=大地主制) と商工業利害との従属的同盟」の下で「上からの革命」=「保守的近代化」の途が貫徹することとなった(実際最近の合衆国の若手研究者の間では、あのプロシアの「鉄と小麦の同盟」と比定しつつ、この点を強調する傾向が著しい¹⁾)。

とくに強大なプランター階級の君臨するミシシッピ州では商工業利害の従属性は一層著しく、そのため同州は人種差別制度を核とする旧南部 Old South 秩序の最強の堡壘でありつづけた。なぜならこの地では、一部は勤労農民の人種間分断・反目の伝統によって、また一部は都市小市民層の未発達のゆえに、「綿花と商工業」の金権寡頭支配をくつがえすべき民衆側の主体形成は著しく困難であったからである。

第1表 F S Aによる黒人自作農創設規模（1937—40年6月末）¹⁾

	南部 14 州		ミシシッピ州	
	創設農場数	黒人農場総数中の比率	創設農場数	黒人農場総数中の比率
Tenant purchase loan	1,919	} 3,860 } 0.57%	366	} 528 } 0.33%
Resettlement farm	1,393		47	
Rental co-op	548		115 ²⁾	

1) 事業の圧倒的部分はすでにこの時期から始まっていた。そのためこの表は事業規模全体の近似的指標として役だつ。

2) すべて Mileston Farms

(出所) Richard Sterner, *The Negro's Share*, 1943, pp.306-308・424; Donald Holley, *Uncle Sam's Farmers: The New Deal Communities in the Lower Mississippi Valley*, 1975, pp.284-285 より作成。

それゆえ 再建期につぐ 民衆運動第二の高揚期——1930年代においても、同州の黒人民衆の得た収穫は最も乏しいものであった。たとえば、デルタのアーカンソー州部分を拠点に、小作農クロッパーの土地要求を体して果敢に闘った Southern Tenant Farmers Union (STFU) も、結局ミシシッピ州側へはほとんど入りこめず、そのためニューディール期の土地改革で土地を獲得しえた黒人農民は同州のばあい特に少ない結果に終わった。

たとえば、農場保障局 Farm Security Administration (FSA) が当時どれだけの黒人自作農を創設したかをふりかえてみよう。第1表によると、3種の創設事業の同州の対象黒人農民は合計 528 家族、黒人農場全体中の比率は南部平均の 0.57% に対して僅か 0.33% にすぎない有様であった。

こうして南部とくにミシシッピ州の黒人たちは、土地獲得＝農民的自立の夢を再びうちくだされる中で、「人権と自由」防衛の名の下第2次世界大戦に動員されていったのである。

第2次大戦におけるファシズム＝人種主義勢力の世界的敗北は、犠牲者5,600万人の屍の上に民衆の統治力量を鍛えあげ、人権拡大への世界史的転換点となった。こうして一連の社会主義革命・植民地独立・世界人権宣言に示された世界的規模での力関係の変化は、当時南部社会を見舞っていた急激な資本主義的変貌とも相互に作用しあって、公民権運動の嵐のような発展を準備することとなった。²⁾そしてこの公民権運動は、50年代後半から70年代初頭にかけて南部民

第2表 黒人成人の州別有権者登録率の推移 (%)

州別順位	1962年	64年	66年	
最悪三州 {	ミシシッピ	5.3	6.7	32.9
	アラバマ	13.4	22.8	51.2
	サウスカロライナ	22.9	38.8	51.4
南部11州平均	26.8	40.8	52.2	

(出所) Pat Waters, et al., *Climbing Jacob's Ladder*, 1967, p.376.

衆運動の第3の——しかも最大の高揚局面をつくりだすことになる。

同じ南部でも一般に深南部に行くほど、とりわけ黒人が密集するプランテーション地帯ほど、人種差別制度が強固に残存し、そのゆえ60年代に入っても黒人の有権者登録率が低くなる傾向が明瞭であった(第2表参照)。なぜなら黒人多数地域の白人ほど、黒人の政治参加は即、白人権力の崩壊を招くという恐怖により強く駆られただけでなく、そこでは実際に黒人に隷従を強いる社会機構がより強力に残存していたからである。

したがってここでもミシシッピ州が、とりわけその北西部に幅50マイル南北150マイルにわたって広がるプランター権力の拠点=ミシシッピデルタこそ、歴史進歩に最も頑強に抵抗する「閉された社会」・旧秩序の最強の堡壘として現われざるをえなかった。そしてそのため、今から20年前(1964年)のあのフリーダムサマー事件に象徴されるように、この地は無数の流血の惨事を伴う公民権運動の最後の決戦の舞台となったのである。

すでにわれわれは別稿で、このミシシッピデルタの北辺部に属するテネシー州南東端地域では、すでに1960年から地主側の土地追いたてに屈せず選挙登録³⁾の先駆的とりくみが始まっていた事実を紹介した。本稿ではこの前史をひきつぐ形で、デルタのいわば心臓部で公民権運動はその後どのように展開されていたのかを跡づけてみたいと思う。

(2) 公民権運動の歩みの回顧

ここで同州の公民権運動の苦闘史を本稿の分析に必要なかぎりによって要約しておこう。

① 発端

公立学校での人種隔離を違憲と判示したあの歴史的な Brown 判決に励まされて、この州でも翌1955年有色人向上協会 NAACP 支部がまず5都市で学校統合を求める請願運動を始めた。他方、判決に危機感を募らせた差別制度堅持派は、これより先 Citizens' Council を結成し、その影響力を州内はもとより州外へも急速にひろげていた（この白人保守派の統合的組織が、以後少くとも64年までは州政の実権を完全に掌握する⁴⁾）。

② 窒息期（55—60年）

先の請願運動は、解雇・土地おいたて・商取引ボイコットから3人の活動家の射殺に至る白人側の猛攻でただちに粉碎された。以後同州では逆に差別制度の一層の徹底を求める反動の嵐がふき荒れ、他州における運動の前進と著しい対照をなすことになる。

③ 反攻の開始（60—62年）

他州の前進に励まされる形で黒人側の運動は、60年頃にやっと麻痺状態を脱し始める。

反攻はまず、商工業が発達し比較的リベラルな湾岸部 Biloxi から始まり、61年5月の Freedom Riders の州都 Jackson での闘争⁶⁾、同年学生非暴力調整委員会 Student Nonviolence Coordinating Committee (SNCC) 系活動家が火をつけた McComb での闘争⁸⁾にひきつがれる。

さらに62年には黒人青年 J. Meredith の Univ. of Mississippi 入学をめぐる Ole Mis 事件（2万人の連邦軍の投入、4人死亡）がおこった。またこの年は、ついに旧秩序の牙城＝デルタに SNCC 系活動家が入りこみ（Greenwood ついで Ruleville に）選挙登録運動を始めた年でもあった⁹⁾。

④ 運動の高揚期（63—70年）

奴隷制廃止百周年のワシントン大行進など63年の運動は全国的に未曾有の盛り上りを示した¹⁰⁾。64年になると運動はさらに高揚し、6月ついに南部派議員の1年余の抵抗をねじふせ歴史的な公民権法を成立させることになる。この64年の高揚をもたらし、ミシシッピ州の黒人民衆覚醒の決定的転機となったのが、

同年6～9月、約700人の学生ボランティアが同州(主としてデルタ)に住みこみ暴圧に屈せず啓蒙・教育・登録活動にとりくんだあのSNCCのフリーダムサマー＝「ミシシッピ夏季計画」であった(3人の殺害・35件の狙撃・35件の教会焼きうち・30件の爆破・80人以上の負傷・1000人以上の逮捕という犠牲を払って30校のフリーダムスクールを開き、1600人の登録に成功¹¹⁾。

同年4月には Mississippi Freedom Democratic Party (MFDP) が結成され、独自の模擬投票をもとに、8月の民主党全国大会の場で州の代表権を旧来の白人党組織と激しく争う力量を獲得する¹²⁾。

翌65年になると1月デルタのプランテーション労働者を組織した同州では前代未聞の労働組合 Mississippi Freedom Labor Union (MFLU) が結成されるとともに、同年8月発効の歴史的な投票権法のおかげで、登録運動は大きく前進する。

さらに翌66年には、J. Meredith を先頭としてデルタ縦断の抗議行進がおこなわれるが、その中で発せられた Black Power 宣言をめぐる公民権運動組織が分裂する複雑な事態が生じ始める。他方白人社会の側でも、64年を契機に差別制度死守派からやや距離をおきつつあった州当局は、67年になるとようやく白人 Klan の暴力事件のとり締りに転じる。また同年黒人政治家 Robert Clark が1890年以降はじめて州下院議員にデルタから選出されるなど、州政界の地殻変動も本格化する。

⑤ 公立学校統合期(70-74年)

最後まで抵抗していたミシシッピ州の33学区に対する連邦最高裁の最終的強制命令(69年10月)に従う形で、70年代に入るとようやく公立学校の人種統合がすすみ、他方私立学校 Private Academy が簇生する事態が生まれる¹³⁾。また黒人の州公務員への登用が始まり(71年)、しだいに暴力騒乱事件が下火となっていくのもこの時期の特徴である¹⁴⁾。

(3) 公民権運動に対する白人社会の態度

すでにみたようにこの州の白人寡頭支配層主流派は、あるいは「黒人支配の

恐怖」を煽りたて、あるいは異端者狩りを強行することで白人社会の「恐怖の団結」を維持し、差別制度を死守しようとしてきた。60年代に入ると、全国的な力関係の悪化を背景に、人口の半分を占める黒人州民を大量に追放して黒人比を北部並みまでひき下げるからこそ黒人問題の抜本的「解決」のみちだという主張が、よりむきだしな形で現われてくる。そしてこの立場から、黒人雇用工場の進出拒否や福祉水準のひき下げ・土地追いたてなど、大なり小なり黒人の州外流出を促進する政策が追求された（北部からの Freedom Riders の侵入に対抗して、62年度に展開された黒人貧民を逆に北部のリベラル政治家のもとへ「荷物」として送りつける運動はその象徴的事例である¹⁵⁾）。これはまた、地主的土地清掃の結果大量に掃きだされた黒人の余剰労働力を危介払いするチャンスでもあった。

ところで他面、黒人民衆のたち上りと連邦政府の圧力をうけて伝統的な「綿花と商工業の歴史的同盟」のひびわれが表面化してきたこと——これが60年代のもう一つの特徴である。すなわち商工業の発展に伴なって都市の中間階級や実業家層の間で農村地主勢力の政治的後見から自立し、これに対抗しようとする動きが、この州でもようやく本格化するのである。TVA電源開発と結びついた北東部の新興工業地帯、湾岸部、州都 Jackson、それにデルタ内では随一の商工業都市 Greenville が、このいわば穏健リベラル派勢力の地盤となった。差別制度の妥協的解消、職業教育の充実（黒人も含めた）による高賃金産業の誘致、共和党の結成、等々の手段でこの州を北部並みのブルジョア社会につくりかえること——これが彼らの基本的な政綱であった¹⁷⁾。

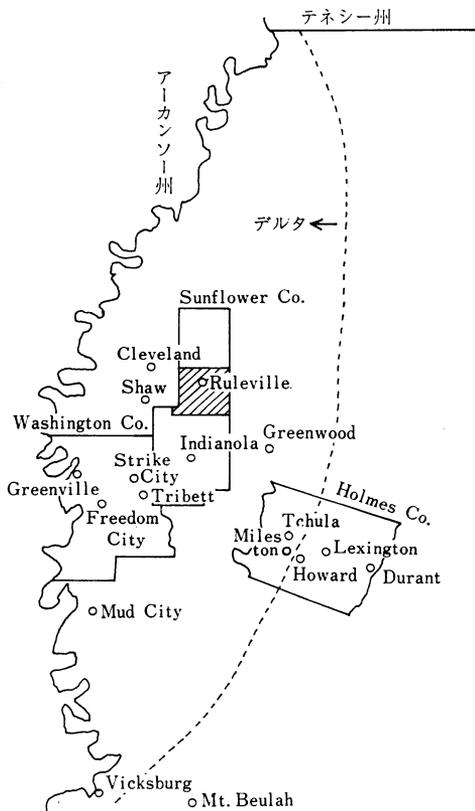
フリーダムサマー・公民権法の成立、そして保守派がまきかえし backrush の最後の夢を託した B. Goldwater の大統領選惨敗といった衝撃的事件の重なった1964年は、この潮流が民衆運動の圧力を利用しつつ保守的支配層にたいする説得（打倒ではなく）に本格的にのりだした転換の年でもあった。合衆国の主流からの孤立はもはや自滅の途であること、たとえ北部並みの人種関係に移っても連邦資金の導入と高賃金産業の誘致にもとづく経済発展のおかげで白人側の権益は大局的には保たれるというみとおしを語りつつ……¹⁸⁾

(4) 対象の限定と資料

このように事態を転換させ、白人社会の分裂をひき起した原動力は、何よりも黒人民衆の下からのたち上りであった。そこで本稿では、1964年のフリーダムサマーを契機に黒人の闘争が「農民革命」の様相さえ示すに至ったデルタ中央部の三つの郡——Sunflower・Washington・Holmes 郡に対象を絞ることによって(第1図参照)、公民権運動の一断面を剔抉してみたいと思う

いまこれら3郡の特徴を簡潔に紹介すると(第3表参照)——。第一に3郡とも、人口の55—72%を極めて貧しい黒人が占めるというデルタ・プランテーション地帯特有の特質をおびている。第二にサンフラワー・ワシントン両郡はともにデルタのまさに心臓部に位置するため、大土地所有制度が高度に発達し(1000エイカ以上の大農場用地だけで全農地の46—60%を占有、因みに州平均の占有率は27.8%), 黒人自作農は極めて少ない(黒人家族の3%未満)¹⁹⁾特徴がある。他方ホームズ郡では貌が大きく異なる。すなわち郡の東側2/3の地味のやせた丘陵地帯では、相当数の黒人自作農が散在してきただけでなく、F S Aによるミシシッピ州随一の黒

第1図 ミシシッピデルタ略図



第3表 3郡の特徴（1960年）

郡名	Sunflower	Washington	Holmes
人口数	45,750	78,638	27,096
農村人口比 (%)	85.4	32.7	79.9
農場居住人口比 (%)	30.2	9.0	37.2
黒人比 (%)	67.9	55.1	71.9
黒人家族の平均年収 (ドル)	1,126	1,597	895
{(a)1,000エイカ以上の大農場経営数	48	40	8
全農地中の(a)の比率 (%)	46.1	60.4	36.3
{(b)黒人自作農数 ¹⁾	142	252	742
黒人家族中の(b)の比率 (%)	2.6	2.9	19.4
{(b)の経営面積計 (エイカ)	11,019	16,603	67,044

1) full owner と part owner の合計数。

(出所) *Census of Population: 1960 vol. I pt. 26, pp. 110-111・203-207, US Census of Agriculture: 1959 vol. I. pt. 33, pp. 128-132・142-146* より作成。

人自作農創設事業地としてデルタに属する地味豊かな Mileston が選ばれ、1940年この9,350 エイカの地に一挙に106農場もの自作農からなる新社会が形成されることになった。²⁰⁾ そのため同郡は黒人家族の約2割というはるかにぶ厚い自作農層を有しているのである。

第3にデルタ随一の交易都市 Greenvilleを擁するワシントン郡では他の2郡より商工業の発展が著しく、相当数の都市中間階級（一部黒人も含む）が生みだされたため、よりリベラルで洗練された政治風土が形成されることになった。²¹⁾

最後にこれら3郡はともに公民権運動が最も激しく闘いぬかれたという点では共通している。実際、サンフラワー・ホームズ両郡はフリーダムサマーの際のSNCCの最大拠点となったし、他方ワシントン郡の方は、SNCC撤退後デルタ最大の公民権組織に成長するDM (Delta Ministry of National Council of Churches) のホームグラウンドとなったところである。

しかるに運動の成果を示す黒人の政治的進出という点では、その後大きな相異が生まれることになった。実際第4表が示すように、ホームズ郡では、投票権法の成立前後の64—66年の間に有権者登録の一大飛躍が生じ、今日では郡政を事実上掌握するなど州内最先進の到達点を築くに至っている。他方残る2郡、とくにサンフラワー郡のばあい、64—66年の前進ははるかに緩慢であっただけ

第4表 黒人の政治的進出度の比較

	黒人登録率（％）		83年8月の黒人公職者数	
	1964年	66年 ²⁾	州議会議員	郡政府内(定数34)
Sunflower 郡	0.2	17.2	0	0
Washington 郡	12.0 ¹⁾	24.7	1	1
Holmes 郡	0.2	53.1	1	20

1) 1960年の統計。

2) 同年のデルタ14郡平均の黒人登録率は31.7%であった。

(出所) Pat Waters, *op. cit.*, p. 246, pp. 302-303, *Official and Statistical Register 1980-1984, Mississippi* の各所および筆者のききとりにより作成。

でなく、今日でも郡政府に1人の黒人公職者も選出されないという完全な白人支配が依然続いている。

これら3郡では各々、いかなる基盤の上でどのようにして公民権運動が展開されたのであろうか。そして今日的到達点におけるこの巨大な落差は何を物語るのであろうか。

このテーマに接近するにあたって、本稿では第一に、筆者の3度にわたる現地調査(78・82・83年の各夏とくに昨夏)の際の関係者からの聴きとり資料に依拠したい。第二に運動を報道・記録するさまざまな文献類にできるだけ広くあたろうと努めた。その際 Lester Salamon が自からの実践と調査をふまえて書きあげた大変な労作 *Protest, Politics and Modernization in the American South: Mississippi as a "Developing Society"* (unpublished Ph. D. dissertation, Harvard Univ., 1971)²²⁾ が、運動の理論的含意を探る上で、特に示唆的であったことをつけ加えておきたい。

- 1) この点の最も明確な主張は、Lester Milton Salamon, *Protest, Politics, and Modernization in the American South: Mississippi as a "Developing Society"*, Ph. D. dissertation (Harvard Univ. 1971) pp. 44-56. pp. 128-387 およびその影響をうけた D. B. Billings, Jr., *Planters and the Making of a "New South"*, 1979; J. M. Wiener, *Social Origins of the New South*, 1979を参照。拙稿「合衆国南部の『サンベルト』化の経済的意味(上)」本誌第31巻3号, 82年8月, の注7)22) (135-136ページ)で紹介した諸文献もこの立場に近い。また Jack Temple Kirby の最近の意欲作, *The Transformation of Southern Plantations c. 1920-1960, Agricultural History*, July 1983もこの立場に近い。またラテンアメリカ

の近代化を「プロシア型」と特徴づける動向も強力である（たとえば Agustin Cueva, *El desarrollo del capitalismo en América Latina*, 1977, 邦訳アグスティン・クエバ／アジア・アフリカ研究所訳『ラテンアメリカにおける資本主義の発展』（81年, 大月書店）の76—94ページ）。ただし南部や第三世界の近代化過程に性急にヨーロッパ的概念をあてはめ裁断する過度のヨーロッパ中心主義的史観には警戒を要する。実際, 世界資本主義の周辺部では中樞の利害に従属する形で商業的プランテーション経営が帯のように発展していった。この意味では近世ドイツの東部植民後の封建反動によるプロシア型大地主制経営の方こそ, 世界資本主義の東部辺境に成立したプランテーション制度の一亜型（温帯白人型）と捉えた方がいいのではないか。この点の明確な指摘は, Edgar T. Thompson, *Plantation Societies, Race Relations, and the South*, 1975, p. 75, 彼の見解を邦語文献で知るには, Vera Rubin (ed.), *Plantation System of the New World*, 1959, ベラ・ルビン編鶴見宗之介訳『新世界のプランテーション』1965年, 57・67ページを参照。また多くの欠陥はあるが Imanuel Wallerstein, *The Modern World-System*, 1974, 川北稔訳『近代世界システム I』81年, 139—143ページも参照。またプランテーション制下のクロッパー農民の方がユンカー制下の隷属農民よりも世界史的にははるかに大量的普遍的であったことについては, T. J. Byres (ed.), *Sharecropping and Sharecroppers*, 1983, 所載の諸論文をみよ。

- 2) この世界的規模での力関係の変化, これに対応した帝国主義支配の新植民地主義的再建の動きといったグローバルな見地は, アメリカ帝国主義支配層の対国内黒人政策の転換を理解する上でも決定的に重要である。この点さしあたり猿谷要『アメリカ黒人解放史』改訂新版1971年, 241—245ページを参照。
- 3) 拙稿「地主的土地清掃と南部民衆運動の交錯」本誌第29巻4号, 昭和55年10月, 177—182ページ。
- 4) たとえば Neil R. McMillen, *Development of Civil Rights 1956-1970*, in Richard A. McLemore (ed.), *A History of Mississippi*, vol. 2, pp. 164-165.
- 5) 詳細はさしあたり Neil R. McMillen, *The Citizens' Council: Organized Resistance to the Second Reconstruction 1954-1964*, 1971, pp. 209-217 を参照。
- 6) その詳細は Langston Hughes, *Fight for Freedom*, 1962, ラングストン・ヒューズ, 北村崇郎訳『自由のための戦列』昭和45年, 161—163ページ; 猿谷要, 前掲書, 186ページを参照。
- 7) Clayborne Carson, *In Struggle: SNCC and the Black Awakening of the 1960s*, 1981はこの組織についての最近の第一級の文献である。
- 8) さしあたり Howard Zinn, *SNCC: New Abolitionists*, 1965, ハワード・ジン, 武藤一羊訳『反権力の世代』1967年, 67—83ページを参照。

- 9) さしあたり Howard Zinn, 同上邦訳89—108ページ。
- 10) Southern Regional Council の集計によると63年の1年間に、南部11州の115の都市で計930回の抗議行為が展開され、逮捕者は2万余、死亡者は10人に達していた (Benjamin Muse, *The American Negro Revolution: From Nonviolence to Black Power 1963-1967*, 1968, ベンジャミン・ミューズ, 志賀潔他訳『アメリカの黒人革命』昭和45年, 46ページ)。
- 11) フリーダムサマーの詳細は、Benjamin Muse, 前掲訳書152ページ, Neil R. McMillen, *Development of Civil Rights...*, p.168; Mary Aickin Rothschild, *A Case of Black and White: Northern Volunteers and the Southern Freedom Summers*, 1964-65, 1982; Elizabeth Sutherland (ed.) のリアルな書簡集 *Letters from Mississippi*, 1965, エリザベス・サザーランド編, 木内信敬訳『閉ざされた社会—アメリカ深南部からの報告』1969年, また Greenwood につくった図書館で働いた女性の記録として Sally Belfrage, *Freedom Summer*, 1965, サリー・ベルフレイジ, 並河亮訳『黒い自由の夏を』昭和42年も参照のこと。
- 12) Howard Zinn, 前掲訳書, 259—265ページ。
- 13) 白人穏健派の立場からの Yazoo City におけるこの過程の興味深いルポとして Willie Morris, *Yazoo: Integration in a Deep-Southern Town*, 1971 がある。また, David Nevin & Robert E. Bills, *The Schools that Fear Built*, 1976 も参照。
- 14) 以上の公民権運動史の叙述は James W. Loewen・Charles Sallis (eds.), *Mississippi: Conflict & Change*, 1974, pp.249-283 に多くを負っている。
- 15) たとえば Neil R. McMillen, *The Citizens' Council...*, pp.229-233 および Leon Howell, *Freedom City: The Substance of Things Hoped for*, 1969, pp.18-19; L. M. Salamon, *op. cit.*, p.394 をみよ。当時 Ku Klux Klan が集会の場で「黒ん坊を北部に追いだそう」という歌をレコードにして販売していたことについては, Bruce Hilton, *The Delta Ministry*, 1969, pp.26-27。
- 16) Citizens' Council か “Freedom Rides North” と名づけてとりくんだこの運動で、62年夏に約250人の黒人が「片道切符」つきで追放された。とくにケネディ大統領の夏の別荘の所在地には96人が送りつけられた (Neil R. McMillen, *The Citizens' Council...*, p.231)。
- 17) この過程の最も的確な説明は, L. M. Salamon, *op. cit.*, pp.388-399。南部全域で進行した同様の過程については, Elithabeth Jacoway *et al* (eds.), *Southern Businessmen and Desegregation*, 1982を参照。
- 18) 当時 Greenville の商業会議所は, “Look around, You're in Mainstream U. S. A.” という広告板をデルタ全域に大量にたてて, 保守層の説得にのりだした (L. M. Salamon, *op. cit.*, p.388・398)。

- 19) とくにサンフラワー郡のばあい、いったん黒人側が獲得した土地も急速に根たやしにされた歴史がある。たとえば1873年 Daniel Stephens に引率され、Indiana の北西 5 マイルの地に入植した黒人たちは、この地に豊かな自作農集落 Stephenville を形成した。しかし1929年になお100家族を算えたこの地の黒人自作農たちは、53年にはわずか6家族にまで激減し、集落は消滅してしまった。詳細は、Marie M. Hemphill による大部な郡史 *Fevers, Floods and Faith: A History of Sunflower County, Mississippi, 1844-1976*, 1980, pp.413-416 および Hortense Powdermaker, *After Freedom: A Cultural Study in the Deep South*, 1939, pp.95-98 をみよ(ただし両文献の間に事実認識の若干の相異あり)。
- 20) Donald Holley, *Uncle Sam's Farmers: The New Deal Communities in the Lower Mississippi Valley*, 1975, p.285. その歴史は Eleanor Clift, *Black Land Loss: 6,000,000 Acres and Fading Fast, Southern Exposure*, vol. 2, No. 2 & 3, Fall 1974, p.119でも紹介されている。
- 21) さしあたり Pat Watters と Reese Clohorne が大量の資料と調査にもとづいて書きあげた労作 *Climbing Jacob's Ladder: The Arrival of Negroes in Southern Politics*, 1967 の p.126 をみよ。
- 22) この文献の利用・引用を快諾された Dr. Lester Milton Salamon (Director, Center for Governance and Management Research, The Urban Institute) に謝意を表したい。

II サンフラワー郡における運動の展開

(1) この郡の特徴

文字どおりデルタの心臓部に位置し、郡最北部には無数の黒人抵抗者・公民権活動家を弾圧・幽閉してきたあの白人権力の象徴——広大な州立 Parchman 囚人農場を擁するサンフラワー郡は、デルタの特徴を最も純粋な形で体现する典型的地域だといってよい。実際1930年代には、専らこの郡を調査対象に選んで深南部社会の研究書が二つも出版された¹⁾、50年代に入るとあの Citizens' Council の誕生・発展にこの郡が決定的役割を果すことになった²⁾。

またこの郡は42年以来連邦上院の議席を占め、56年以降は司法委員会委員長として強大な権力をふるい、とくに63—64年には公民権法成立阻止のための議

事妨害の陣頭指揮をとったあの大プランター James O. Eastland 上院議員の出身郡=本拠地である。と同時に他方、この郡は公民権運動の闘士に成長し M F D P の創立者となった元クロッパー Fannie Lou Hamer 女史の活動の舞台でもあり、⁴⁾ いわば両雄対決の地としても特別の興味をひく地域だといつてよい。

(2) 農業構造の特質——地主的土地清掃と三分制の形成

それではこの郡の公民権運動は、いかなる農業基盤の上で闘われ、その後農業構造はどのように変貌していったのであろうか。筆者が83年夏におこなった郡中央部の Ruleville (1980年の人口3,300人) 周辺地域 (第1図内の斜線部分) の実態調査にもとづいて、この点を考えてみよう。

さて1956年時点のこの地域における土地所有の分布状態を示す第2図によると、⁵⁾ ここでもやはり大土地所有制度が高度に発展していることが一見して明らかである。他方その空隙を埋める形でそこここに小農民の集中する地域が散在している。さらにまた30—40年代末のあの F S A 事業によってこの地域でも5つのプランテーションが分割され、計88の小農民経営 Government-unit が創設された結果、小農民経済の基盤がある程度広げられたこともわかる。

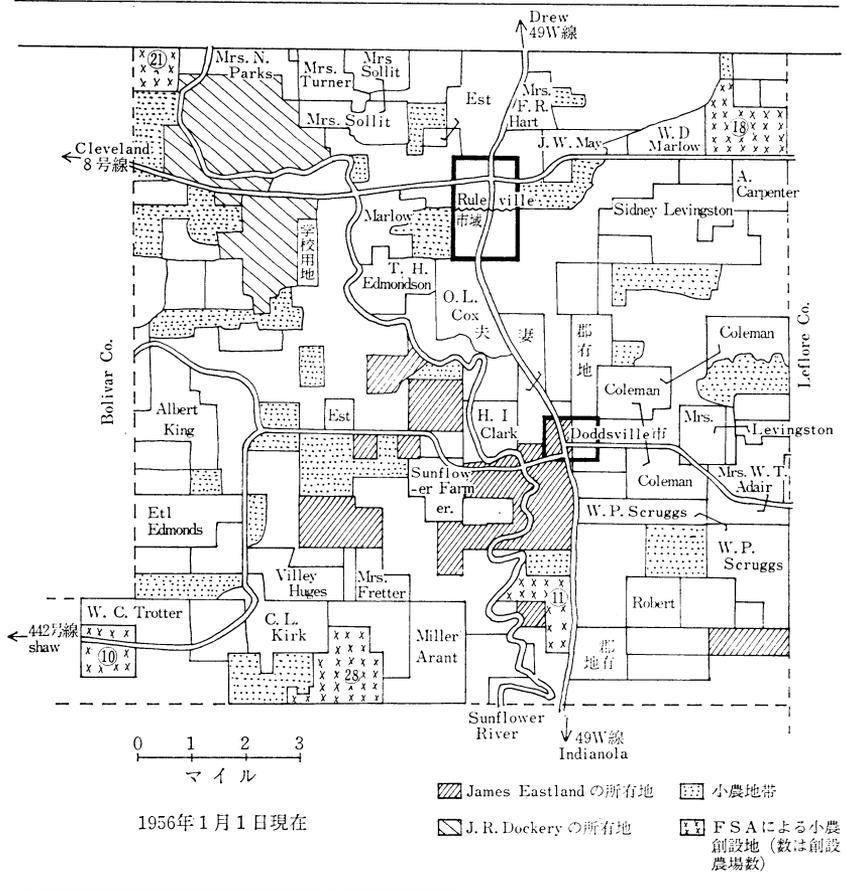
① プランテーションの現在

以下昨夏の聴きとり取材の結果によると——

a) Dockery Farms

第2図の北西隅を占めるこの地域随一の大プランテーション。創設者の W. A. Dockery (1865—1936) は19世紀末から土地集積をはじめ (当時の地価1エイカ5ドル程度)、36年には郡内8,000エイカはじめ各地に計1.8—2万エイカを所有する大土地貴族に成長した。⁶⁾ 現在の所有面積約5,300エイカの他に Parchman 囚人農場の南縁にも2,300エイカを有し、全体で7,600エイカに達する。息子の J. R. Dockery は70年代に入ると直営を完全に放棄し、現在はこの所領全体を4つの地区に分け7人の大借地農に経営を任せている。借地は3年契約で収穫物の1/4を現物地代として取得する (この分は地主側が販売) という。かつてこの地に栄えた数百家族の黒人小作農の集落 (Dockery) は、この変化の

第2図 土地所有地図 (第1図の斜線部の拡大)



(資料) 83年8月 Sunflower Co. の Courthouse, Chancery Clark's Office の資料により作成。

7)
中で完全に消滅・清掃された。

b) Eastland Planting Co. Inc.

Ruleville の南方には、あの James O. Eastland 上院議員 (78年から引退中) の巨大なプランテーション群が散在している。祖父が1888年に購入創設したこのプランテーションを彼は一層拡張し、32年には東隣の大プランター Coleman

家の娘と結婚するなど、この地に圧倒的な勢威を築きあげた。⁸⁾ 現在でも 4,500 エイカの所有地の他に 500 エイカを借地し、計 5,000 エイカの農地を cotton picker 7 台、コンバイン 4 台、トラクター 22 台を使って伝統的な直営方式で経営している。最近 Eastland Planting Co. は Sunflower Enterprise Co. と改称され、他産業を包括する企業体に成長している。⁹⁾ Doddsville 市 (人口は現在 232 人) は完全に Eastland の「会社町」である。

c) O. L. Cox 夫妻のプランテーション

O. L. Cox 夫妻は Ruleville の南に 6,880 エイカの土地 (Cottdale) を 20 年余り所有してきたが、67 年に売却し、今は Ruleville の高級住宅街に引退している。Cottdale の持ち主はその後転々とし、現在は外国人投資家の手に移り、大借地農に経営を任せているという。¹⁰⁾

d) Levingston 家のプランテーション

ポーランド系ユダヤ人として 1879 年、この地に入植した Jacob Levingston は、しだいに商人から有力プランターに成長し、この地域を代表する名士の 1 人となった。¹¹⁾ 現在息子の Sidney の相続した土地 (Ruleville の東) はすべて後述する現 Ruleville 市長 J. Burrell が借地している。Mrs. Levingston の土地 (Doddsville の東) はメキシコ系投資家の手に移り、やはり大借地農が経営している。そのかわりに J. W. May の所領 (Ruleville の北東) を Stanley Levingston (Ruleville 西方 10 マイルの First National Bank of Cleveland の頭取) が取得し、この土地もまた J. Burrell に貸出しているという。¹²⁾

e) Marlow 家のプランテーション

1850 年にこの地に奴隷主として入植した Marlow 家は、今も Ruleville の西郊に先祖伝来の墓園と 1,600 エイカの土地をもつ最古のプランターの家系である。¹³⁾ しかし今では直営を放棄し、全土地を Ruleville の東郊に住む分家の方の W. D. Marlow III (後述) に貸出している。そのため農機具類はすべて売り払い、祖母・母・息子夫婦が所領内で暮らしている。¹⁴⁾

f) Mrs. W. T. Adair の土地 (Doddsville の東)

豊かな土地を求めて 1891 年州東部の丘陵地帯から流入し大プランターに成長

した Adair 家は、1976年その 2714.5 エイカの土地を 202.4 万ドルでついには手¹⁵⁾ばなした。この土地は一時 Prudential 保険会社が所有するなど持主が転々とした。現在はスイス系の法人が所有し、貨幣地代をとって大農場主に貸出しているという。また Adair 家の豪壮な邸宅は、現在 Eastland の法律事務所 law office¹⁶⁾ になっている。

g) T. H. Edmondson の土地 (Ruleville の南西)

1870年代末に入植したこの名門プランターの土地は、T. H. Edmondson の死後、娘 (Bank of Ruleville の頭取の妻) が相続し、借地に¹⁷⁾だしている。

h) Mrs. Sollit の土地 (Ruleville の北西)

所有者がシカゴに引越したため、この土地も大借地農がリース¹⁸⁾している。

i) Est の土地 (Ruleville の北)

息子が相続し、今も伝統的な直営方式を維持する数少ない例の1つ¹⁹⁾である。

j) Mrs. F. R. Hart の土地 (Ruleville の北東)

所有者は教師をしているため、この土地も借地に²⁰⁾でている。

以上悉皆調査ではないとはいえ、今日、大土地所有がおかれている大よその趨勢はわかる。すなわちシェアクロッピング制の消滅した今日では、伝統的な直営方式は大きく後退し、大多数の地主は大借地農 big tenant or part owner に経営を委ねるようになっていいる。そのばあい地代として作物の 1/4 が支払われることが多い (クロッパーのばあいの作物の 1/2~2/3 に達する高率地代と比較せよ!)。ただし最近増えつつある外国人地主のばあい、貨幣地代を選好する傾向²¹⁾が強いという。

② F S A 農場群の現在

連邦政府 F S A による小農創設事業は、この郡では結局 19,626 エイカに及んだ。その規模は郡総面積の 4.4% に相当し、1 農場あたり 65 エイカずつ分配したとするとこの改革で 302 家族の自作農が誕生したことになる (デルタでは最大規模の土地改革!²²⁾)。ただし黒人人口が 2/3 を越えるこの郡で、黒人自作農の創設数は²³⁾わずか 21 農場、土地面積は 1,357 エイカにすぎなかった。

a) 黒人 F S A 農場

郡内2ヶ所で創設された黒人 F S A 農場群の1つが、第2図の南西端の10農場（旧 H. C. Adams Plantation を分割）である。今日もここには各60エイカ程度を所有する6家族が残っている。60年代頃までは相当数がなお自営していたが、今日ではほとんどの土地をイタリア系の農場主に貸出しているという。農業機械が暴騰したため、多額の資本がないともはや直営は無理となったこと、子どもたちがほとんど北部に流出し、農業の担い手が老令化したからである。郡の南西端にあるもう一つの黒人 F S A 農場群のばあいも、ほぼ同様の事態にみまわれている。²⁴⁾

b) 白人 F S A 農場群

白人のばあいも事態は、それほど変わらない。たとえば第2図の北東端に創設された18の F S A 農場群のばあい今も16家族が残っているが、現実にはほとんどの土地が大借地農に貸出されているという。そしてこの傾向は、小農民経営全体に多かれ少なかれ共通してみいだされる現象でもある。²⁵⁾

③ 大借地農階級の形成

それでは旧プランター＝大地主からも、小農民からも借地し、経営面積を拡大している大借地農層とは、一体何者であろうか。この地域で活躍する代表的人物を以下3人紹介してみよう。

a) John Burrell

貧しい小作農の家庭から身をおこし、現在 Ruleville 市長をつとめるこの地域の新興勢力の代表的人物。400エイカの土地を所有する他は、7・8人の地主より3,100エイカを借りて計3,500エイカを経営している（借地料はほとんどが作物の1/4）。賃労働者を14人雇い、綿花つみとり機10台、コンバイン3台、トラクター16—17台を所有している。飛行機による農薬散布は請負業者にやらせる。農業外にも広く手を伸し「節税」目的で6つの会社を設立、所有している。²⁷⁾

b) W. D. Marlow III

62年夏、有権者登録を試みたクロッパーの F. L. Hamer を無慈悲に追いたてた「悪名高い」プランターが彼である。Ruleville 北東部に700エイカを所有

する他に、Marlow 本家はじめ多くの土地を借地し、少なくとも2,000—3,000 エイカ以上は経営している模様である。自動車部品販売会社 Ruleville Auto Parts Co. を兼営し、この会社内に農場事務所をおいている。²⁸⁾

c) Joan Oswalt

W. D. Marlow の所有地の北隣に住む彼は、大借地農のいま一つの事例である。成長産業たる農業に目をつけて、1965年に連邦政府の役人をやめて参入してきた彼は、現在2,300 エイカを経営するが、うち所有面積は320 エイカにすぎない。この農地を綿つみ機3台、コンバイン3台、常雇い7人（農繁期の臨時雇いはもっと多い）を使って経営している。²⁹⁾ ただし新参者ということもあって、政治的影響力は前2者に劣るようである。

以上、負しい小作農からの上昇や中堅プランターの転成、外部からの参入等々、様々な出自と経路をたどりつつも大借地農階級（ただし経営拠点として一定の土地を所有する者が多い）がこの地域で形成されつつある状況を確認した。同時に彼らはしだいに地域を支配する政治力を蓄え「今日の Ruleville の真の支配者は Burrell と Marlow だ」といわれる事態をつくりだすに至っている。³⁰⁾

④ 小括——デルタにおける三分制の形成

最後にセンサス統計をつかってこの郡およびデルタの農業構造の全体像を描きだしてみよう。

a) 大経営の資本主義的性格

サンフラワー郡では78年の農業産物価額中綿花はなお59.1%の高率を占め、ミシシッピ州最大の綿花生産額を誇っている。³¹⁾ またこの郡では大農場制がさら

第5表 大農場の農地占有率（サンフラワー郡 1978年）

農場規模	農場数	農場総面積 (エイカ)	農地占有率(%)
～ 499	277	40,633	9.7
500～ 999	109	76,537	18.2
1,000～1,999	103	147,218	35.0
2,000～	51	155,679	37.1
合計	520	420,067	100.0

(出所) 1978 Census of Agriculture, vol. 1. pt. 24, p. 528 より作成。

に発展し、第5表が示すように78年には1,000エイカ以上を経営する154の大農場だけで全農地面積の実に72.1%を占有するに至っている(1960年の占有率は46.1%だった)。

機械化の進展は農業労働力の需要を絶対的に減少させるとはいえ、依然として相当数の賃労働者を雇用せずにはこれら大農場の経営はなりたないことも事実である。実際78年の1年間に、同郡の農場で150日以上働いた労働者は1,406人に達している。彼らを5—9人雇った農場は91, 10人以上雇った農場は29あった。³²⁾この点に照して少くとも1,000エイカ以上の大農場のばあい、その資本主義的性格は明白だといわなければならない。視野をデルタ全域に広げてもほぼ同様の傾向を指摘することができる。

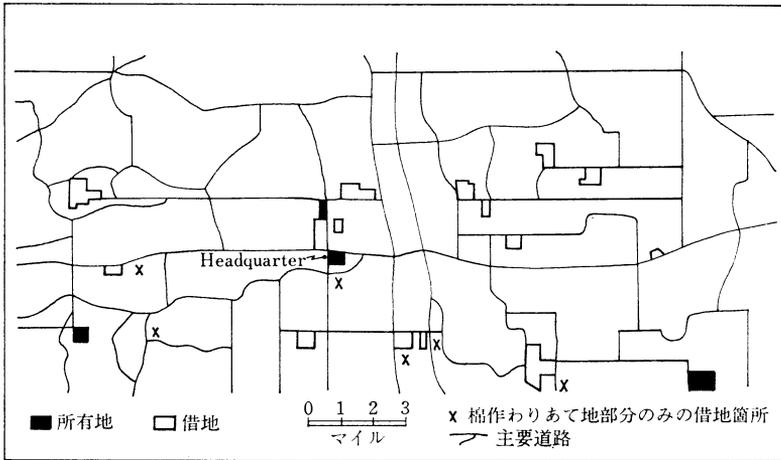
b) 三分制の形成

Ruleville 地域で観察されたいわゆる「三分制」(大地主—資本家的借地農—農業労働者)形成の傾向は、この地域だけの特殊例外的現象なのではなく、少くともシェアクロッピング制消滅後のデルタ農業全体にあてはまる一般的現象と考えるべきであろう。事実デルタの代表的リベラル派知識人 Hodding Carter III は、すでに68年に、デルタの変貌を論じつつ次のように指摘している。「……だが、かつてのようなシェアクロッピング制が命脈をたたれて10年になる。農場内に住みこんできたシェアロッパーは、町に住む白人の借地農 renter にとってかわられた。白人 renter は〔ロッパーとは異なり〕農業機械、種子から労働に至る一切合財を提供する。地主側は今や彼から収穫物の1/4をうけとる存在にすぎない。³³⁾」

さらに71年には経済地理学者 Charles S. Aiken は、生まれはじめた資本家的大借地農経営を「分散型ネオプランテーション」Fragmented Neo-Plantation と名づけ、三分制の形成傾向を南東諸州全域におしひろげて理論化しようとした注目すべき研究成果を発表した。

たとえばデルタの北東端 Tate 郡の Presley Plantation の農地分布図が、この「分散型ネオプランテーション」の特徴を鮮やかに示している(第3図参照)。すなわち経営者の Plesley は、4つの地区に計750エイカの農地を自己

第3図 Presley Plantation の農地分布図 (Tate 郡 1970年)



(出所) Charles S. Aiken, *The Fragmented Neo-Plantation*, *Southeastern Geographer*, vol. XI, No. 1, 1971, p.45.

の headquarter farm として所有している。さらに彼は12ヶの農場の全体と6つの農場の一部（減反計画による棉作わりあて地部分だけ）を借地し、借地面積は計2,775 エイカに及んでいる。この3,525 エイカの土地を彼は6人の住みこみ常雇い（manager 1人と machine operator 5人）の他に臨時雇いを使って経営しているのである。先にみた Burrell や Marlow, Oswalt の経営も、ほぼこれ³⁴⁾と同質のものとみてよいであろう(ただし小農からの借地率の高さが Presley の経営の「分散」度を特に大きくしているようである)。

第6表 借地階層ごとの農場総面積の変化（ミシシッピ州, 万エイカ）

年次	A. 無借地農 full owner	B. 部分借地農 part owner	完全借地農 tenant	C. うち大規模 完全借地農 ¹⁾	$\frac{B+C}{A}$
1940	991.5	131.6	700.4	—	0.13
1959	1,002.6(133.2) ²⁾	548.2(295.9)	212.0(48.6)	74.8	0.62
1978	549.4(156.1)	685.2(496.6)	151.8(292.8)	99.1	1.43

1) 59年は260エイカ以上、78年は500エイカ以上の借地農層の経営面積を推定した。

2) ()内は1農場平均の経営面積。

(出所) *US Census of Agriculture: 1959, vol.1, pt.33, p.6; 1978 Census of Agriculture, vol.1, pt.24, p.2・22.*

次にミシシッピ州の統計にもとづき、三分制の傾向が州レベルでどの程度現われているのかを総括しておこう (第6表参照)。

まず部分借地農 part owner の平均経営面積は急速に拡大し、78年には496.6 エイカ——無借地農 full owner の3倍以上の規模に達している。少なくとも部分借地農の中心部分は、一定の土地を自己の経営拠点 headquarter として所有しつつ、借地によって資本主義的経営を拡大しつつある層と規定してよいであろう。

完全借地農 tenant のばあい混在している2つの型を明確に区別する必要がある。たしかに第二次大戦前後までは、tenant といえは高率飢餓借地に苦しむ極貧のクロッパー・小作農とほとんど同義であった。しかしこの型の tenant が土地清掃の中で激減する一方で、専ら借地に依存して大経営をおこなう新しい型の tenant = 資本家的借地農が急速に抬頭してきたのである。完全借地農の平均経営面積の飛躍的拡大 (59—78年に48.6エイカから292.8エイカに6倍化!) が、このことを物語っている。そこで59年のばあい260エイカ以上、78年のばあい500エイカ以上経営層を大規模完全借地農とみなし、彼ら (ほとんどが白人農民) の比重の変化を探ってみよう。一定の手つづきで完全借地農経営総面積中の彼ら大規模層の占有率を推定してみると、³⁵⁾ 控え目にみても59—78年の間に35%から65%程度に上昇したことがわかる。

さて第6表が物語るように、無借地農面積は特に59—78年の間に1/2近くに激減した。他方部分借地農面積は40—78年の間に実に5倍以上も激増した結果、ついに無借地農面積を凌駕するに至った (しかも部分借地農の経営面積中の借地依存度は40—78年の間に41.2%から51.2%へと高まっている)。³⁶⁾ 加うるに完全借地農面積の全般的縮小にもかかわらず、大規模完全借地農だけをとりだせば、その経営面積は着実に拡大した。したがって、いま仮りに部分借地農と大規模完全借地農とで「大借地農階級」を近似的に代表させるとすれば「大借地農」の経営面積は1940年には無借地農の0.13倍にすぎなかったのが、78年には1.43倍にまで達したことになる。

ところで一般に大規模経営になるにつれて、借地依存度が通増する傾向 (借

第7表 借地階層ごとの農場総面積の変化

(ミシシッピデルタ11郡¹⁾, 万エイカ)

	A. 無借地農	B. 部分借地農	完全借地農	C. うち大規模 完全借地農 ²⁾	$\frac{B+C}{A}$
1940	89.9	20.7	—	—	0.23
1959	90.7	131.3	59.8	21.1	1.68
1978	57.5	191.6	75.4	49.2	4.19

1) デルタ中心部の Bolivar, Coahoma, Humphrey, Issaquena, Leflore, Quitman, Sharkey, Sunflower, Tallahatchie, Tunica, Washington の11郡を抽出。

2) 完全借地農中の大借地農層比率の推定には前表の州平均の統計を用いた。しかし現実にはデルタでは小借地農の絶滅は特に激しく、大借地農面積は相当過少評価されていると思われる。

(出所) 1940 *Census of Agriculture vol.1, pt.4*, pp.394-401; *US Census of Agriculture: 1959, vol.1, pt.33*, pp.140-146; 1978 *Census of Agriculture, vol.1, pt.24*, pp.223-573 の各所より作成。

第8表 借地階層ごとの農場総面積の変化

(サンフラワース郡 万エイカ)

	A. 無借地農	B. 部分借地農	完全借地農	C. うち大規模 完全借地農	$\frac{B+C}{A}$
1940	9.60	1.89	—	—	0.20
1959	12.30	16.65	12.18	4.30	1.70
1978	4.27	23.99	13.74	8.97	7.72

(出所) 第7表に同じ。

地による経営拡大)も統計資料にくっきりとでていいる。たとえば、78年の同州の最大規模経営(農産物販売額100万ドル以上)1,667農場のうち無借地農は301農場にすぎなかった。他方部分借地農は1,040農場、完全借地農のばあいは実³⁷⁾に326農場にも達していた。

デルタ地域だけをとりあげたばあい、上の傾向は一層鮮やかに現われてくる(第7表参照)。すなわち1940年の時点ではデルタでも部分借地農面積は無借地農の0.23倍にすぎず、州平均からそれほどへだたってはいなかった。しかしその後の部分借地農面積の拡大はめざましく、59年には無借地農レベルをかなり凌駕し、78年にはその3.3倍にまで達した。また大規模完全借地農面積の拡大も極めて急速であった。そしてその結果、双方を合計した「大借地農」面積は78年には無借地農の実に4.19倍の規模にまで拡大したのである。

最後に参考までに先のサンフラワース郡のばあい、上の傾向はどれほど進展しているのかをみてみよう(第8表参照)。78年の同郡において無借地農面積は

4.3万エイカにすぎなかった。これに対して部分借地農は24.0万エイカ、大規模完全借地農は9.0万エイカ（これだけで無借地農の2倍以上ノ）、合計33.0万エイカを経営しており、無借地農面積の実に7.72倍に達していた。この郡における大借地農階級の形成は、とくに60年代以降デルタの平均水準を相当上まわる勢いで進んだのである。

c) 地主的土地清掃の急進展

三分制の形成と符節をあわせて、プランターの必要とする農業労働力は急激に減少することになった。

1930年代以降、減反政策と機械化の作用で、賃労働者によるクロッパー・小作農の駆逐が急速に進んだことはすでに述べた³⁸⁾。ところが50年代に入り飛行機による除草剤散布と棉花つみとり機導入が本格化するとともに、こんどは chopper や picker など臨時雇いの単純労働力が急速に不要となり始めた。機械化の一層の進展の中で、賃労働力自体の駆逐が始まったのである³⁹⁾。たとえばデルタ20郡をとれば、1949—57年の8年間に不熟練の農業労働者の雇用量は1/10の水準にまで激減したといわれる⁴⁰⁾。

この事態に対応して、プランター階級を代表するデルタの最有力の圧力団体 Delta Council は、不要となった小作農小屋の撤去（解体・放火）運動を大規模に展開した。小作農小屋の放置はデルタの景観を損ね、大型機械の運転の邪魔⁴¹⁾となり、害虫 Boll Weevil の冬季のすみ家になる、等々の理由をあげて……。この中で清掃され、消滅してしまった黒人集落や道路・社会施設などは、サンフラワー郡でも少くない⁴²⁾。

(3) 公民権運動の苦闘

① 苦闘を条件づけたもの

最貧の黒人の密集するデルタの地において、外部組織が強力な支援活動を組むまで、なにゆえ公民権運動が燃え上らなかったのであろうか。黒人民衆のたち上りを抑制してきたデルタ特有の事情を、L. Salamon は次の5点に整理している。

第1は、最悪のリンチの伝統＝「恐怖の文化」の支配下で、黒人民衆——とくに成年男子層が去勢され無気力となっていたことである。たとえば1955年当時 Indianola で選挙登録運動をおこそうとした Washington Lee 師は即座に⁴³⁾ (Belzoni で)射殺され同郡の運動を一挙に崩壊させたし、同年8月隣りの Leflore 郡で起こった黒人少年 Emmett Till リンチ殺人事件の記憶もまだ生々しく残っていた。⁴⁵⁾

第2に、経済面でも黒人が白人支配層に屈従していたこの地域では、ボイコット・前貸の停止から解雇・土地追いたてに至る経済的制裁の脅しはことの他有効であった。特に農業革命の中で労働力としては不要となりながら、プランターの家父長的心情にすがって旧住居に留まろうとする小作農や賃労働者が激増し、この事態に拍車をかけた。⁴⁶⁾

第3に長年の家父長制的支配の産物として、白人支配層は1部の黒人を Uncle Tom (白人好みの黒人) として手なづけており、スパイ・密通者を容易に徴募することができた。

第4に奴隷制廃止後の100年の歴史は、この地の黒人社会にも一定の階級分裂をひきおこしていた。とくに Indianola など都市部に住み黒人相手の金融商業や専門職に従事する黒人ブルジョアジーと極貧の plantation negro との間には超えがたい溝と反目の伝統があった。⁴⁷⁾

最後に以上の総結果として「民主的再建」の挫折以来100年近くの間、黒人の自主的政治組織は事実上存在しなかった。黒人たちは、自からを組織し団結して闘争する能力や社会を統治する力量の発達の機会を幾世代にもわたって奪われてきたのである。

② 運動の開始

62年夏デルタへの浸透を開始した SNCC は、Greenwood (63年2月末に150人の大量登録に成功)⁴⁸⁾ について Ruleville を第2の活動拠点に選んだ。こうして Ruleville 地域は、パイオニアの Charles McLaurin はじめ Jim Forman, John Lewis, Bob Moses など SNCC の最高幹部たちが登録呼びかけに連日奔走献身する舞台となった。⁴⁹⁾

恐怖を克服して、これに応えた少数者の英雄的たち上りから、運動は始まることになった。⁵⁰⁾ クロッパーから活動家に成長したあの Fannie Lou Hamer (1917—77) のばあいが、その典型的事例だといってよい(左の写真参照)。



Fannie Lou Hamer

彼女は、1944年以來あの W. D. Marlow III Plantation (第2図参照) で夫とともに働く クロッパー (兼記帳係) であった。⁵¹⁾ Ruleville の教会で開かれた最初の公民権集会で開眼した彼女は、SNCC の支援をうけて62年8月31日17人の仲間とともに、バスで Indianola の郡役所 court house におもむき、妨害に屈せず登録要求の先頭にたつに至った。

これを知ったプランターの Marlow は、18年間働いてきた彼女を即日家から追いたてただけでなく、3ヶ月後には家族全員が追いたてをくい、自動車を没収強奪された。他の登録運動参加者の多くも、同じ運命をたどった。その後彼女は、銃撃、ボイコット・投獄・殴打にもかかわらず、しぶとく Ruleville 市内にふみとどまり(翌年1月には登録に成功)、SNCC の活動家として大きく成長する。そして64年春に創設された MFDP の副議長に就任し、全国的にも活躍するに至る。⁵²⁾

こうして Ruleville は、64年のあのフリーダムサマーの一大拠点となったのである。⁵³⁾

③ 運動の特徴

a) 弾圧の形態

クランや警察のむきだしの暴力——爆弾・放火・銃撃・殴打・殺害とともに、⁵⁴⁾ 「少し上品な」white-collar Klan=Citizens' Council の得意な経済的脅迫が、弾圧活動の前面にでてきたことが際だった特徴である。とくに融資(とくに冬季の前貸)の停止や商取引のボイコットだけでなく、解雇・小作契約解除・土地追いたて、つまり地主的土地清掃の発動(ないしその脅し)が運動弾圧の手段と

して用いられるケースが激増した。

たとえば Ruleville 近くの L. プランテーション [Levingston のこと?] で 30年間働いてきた Anderson T. Thomas のばあい、62年11月29日妻が登録活動に参加した。プランターの息子がおしかけて、登録を中止しないと解雇する旨警告したが、結局屈せず、追いたてられた、等々⁵⁵⁾。同様の事例はデルタ全域で枚挙にいとまがない。これにたいして運動犠牲者の人権擁護をひきうける弁護士は、州全体でわずか3人にすぎず、解雇や土地追いたてを阻止する裁判闘争にはほとんどとりくめなかったのが実情であった。⁵⁶⁾

さらに連邦政府による福祉政策の展開は、経済的脅迫手段の範囲をむしろひろげるといふ皮肉な役割を果たした。すなわち公民権運動をおさえこむために、白人支配層は62年末の冬季の無料食糧配布計画 free-food program を廃止したり (Leflore 郡)⁵⁸⁾、その受領にあたって「責任ある人物」(白人雇用者)のサインを必要とするよう改めた (Sunflower 郡)⁵⁹⁾、等々。

これらの経済的脅迫手段の発動は、圧倒的な効果を発揮し、この郡の運動を一転苦境・守勢にたたせることになる。そのためとくにフリーダムサマーに突入する前までは、登録運動の展開それ自体は後景に退き、むしろ解雇され家を失った犠牲者たちの生活を支え、デルタの地にふみとどまらせることに闘いの重点は後退せざるをえなかった。⁶⁰⁾

b) 対抗——「仕事おこし」運動の重要性

白人支配層からの経済的自立こそ、このような脅迫を封じこめ黒人民衆の政治的自覚と自立をかちとる上で最も好都合な条件、確実な基盤であることはいうまでもない。フリーダムサマーの高揚以降、黒人の経済的自立めざした「仕事おこし」の諸運動が、特に重視されるようになったのはそのためである。連邦議会における「経済機会法」の成立と同法にもとづく OEO (Office of Economic Opportunity)⁶¹⁾ の設立 (65年) はこの気運を一層強めた。

この郡におけるその典型の一つが、60年代後半あの F. L. Hamer を中心に推進された Freedom Farm づくり運動であった。Hamer たちは全国の支援者 3,000 人から年間 3 ドルの会費を集め、その資金で Ruleville 近郊にできる

だけ広大な土地を購入する計画をたてた。そしてそこに Freedom Farm と呼ばれる共同農場を建設し、追いたてられた黒人の経済的自立・更生をはかる拠点にしようとしたのである。しかし資金不足のため44—59エイカ程度の土地を確保しえたに留まり⁶²⁾（30年代のFSAの1農場の水準にも及ばない!）、結局この事業は3年後には挫折・消滅してしまう⁶³⁾（因みに、当時のデルタの地価は1エイカ500ドルに達していた）。また当時 Hamer たちが推進した別の協同組合づくり運動⁶⁴⁾も、大きな成果を残すことなく衰退してしまうことになった。

c) 運動の主体

プランテーションから追いたてられ小さな町（たとえば Ruleville, Drew, Sunflower City など）に移り住んだ日雇・失業者などいわば最貧の雑業層が（前出の第3表が示すようにこの郡では農場に居住しない農村住民が、人口の55.2%にも達する!）、この郡の運動の主要な担い手であった⁶⁵⁾。換言すれば依然として地主が人格的支配力をふるうプランテーション世界の内部へは、公民権運動は容易に入りこめない限界があったのである⁶⁶⁾。

他方では最貧の雑業層が主体となることによって、Indianola など都市部に根をはった黒人中産階級を運動の側に結集する上では拭いがたい弱点が生まれることになった⁶⁷⁾。

事実 Indianola の黒人社会は68年になってようやく Hamer ら元クロッパー—plantation negro の運動とは一線を画した NAACP 支部によって組織されることになる。そして68年4月から数ヶ月間この都市を舞台に人種主義者の白人商店主を標的に逆ボイコット運動が展開されるが、結局は「あなたの家と財産が危機に瀕している、警戒せよ」という白人支配層の分断工作が奏功して中間層たる黒人富裕層がきりくずされる結果に終わった⁶⁸⁾⁶⁹⁾。

以上要するに、この郡における英雄的闘いは、⁷⁰⁾フリーダムサマーの高揚をつくりだし、MFDP を創設したり、64年公民権法・65年投票権法をかちとる上で少なからぬ貢献をしたといつてよい。しかしプランテーション内に住む労働者をたち上らせたり、動揺しがちな中間層＝黒人中産階級を運動にまきこみ、

黒人社会を代表する強固な統一的政治組織をつくりあげるといふ点では、この郡の弱点にはやはりおおいがたいものがあった。

- 1) John Dollard, *Caste and Class in a Southern Town*, 1937 および Hortense Powdermaker, *op. cit.*, がそれである。
- 2) Citizen's Council は、54年7月にまずこの郡を舞台として、南軍将軍を祖父にいたく1,585エイカの中堅プランター R. B. Patterson によって創設された。その詳細は、Howell Raines, *My Souls is Rested: Movement Days in the Deep South Remembered*, 1977, p. 297; N. R. McMillen, *The Citizens' Council*..., pp. 16-20; J. W. Loewen, *et al.*, *op. cit.*, p. 254; および Marie M. Hemphill, *op. cit.*, p. 748を参照。
- 3) 詳細は、Robert Sherrill, *Gothic Politics in the Deep South: Stars of the New Confederacy*, 1968の第7章; M. Hemphill, *op. cit.*, pp. 343-346および Benjamin Muse, *op. cit.*, 前掲訳書87-99ページをみよ。
- 4) F. L. Hamer については、さしあたり M. Hemphill, *op. cit.*, p. 752.
- 5) 同郡の土地所有実態の調査にあたっては、特に郡政府の Chancery Clark を務める同郡政界随一の實力者 Mr. Jack Harper, Jr., に多大の便宜をはかっていた。記して謝意を表する。
- 6) その詳細は、M. Hemphill, *op. cit.*, pp. 403-405.
- 7) Mr. Richard Cummins (office manager of J. R. Dockery Farm) からのききとり (83年8月16日, Dockery). また M. Hemphill, *op. cit.*, p. 405 もみよ。
- 8) *Ibid.*, pp. 343-344.
- 9) General manager of Eastland Plantation からのききとり (氏名不詳, 83年8月16日, Doddsville)。なお60年代の文献は彼の所有地面積を5,800エイカと伝えている。たとえば、R. Sherrill, *op. cit.*, p. 189.
- 10) O. L. Cox 夫妻からのききとり (83年8月16日, Ruleville)。Cottondale の歴史については、M. Hemphill, *op. cit.*, p. 420.
- 11) その詳細は *Ibid.*, p. 232.
- 12) Mr. Stanley Levingston (President of the First National Bank of Cleveland) からのききとり (83年8月16日, Cleveland)。
- 13) M. Hemphill, *op. cit.*, p. 222.
- 14) Kay D. Marlow 夫妻からのききとり (83年8月15日, Ruleville)
- 15) 詳細は M. Hemphill, *op. cit.*, p. 349をみよ。
- 16) Mr. Stanley Levingston からのききとり (83年8月16日 Cleveland)。
- 17) 同上および M. Hemphill, *op. cit.*, pp. 221-223.

- 18) Mr. Stanley Levingston からのききとり (同上)。
- 19) Mr. George Burnett (John Oswalt の隣人の retire した80エイカの小農) からのききとり (83年8月16日 Ruleville)。
- 20) Mr. Bob Clark (President of the Planters Bank in Ruleville) からのききとり (83年8月15日 Ruleville)。
- 21) 同上ききとり。なおこの点は面談した全ての関係者が一致して確認している。
- 22) Donald Holley, *op. cit.*, p. 246・285所載の Mississippi Farm Tenant Security Project がこれにあたる。
- 23) 以上の計算は, Sunflower County Courthouse 所蔵の土地所有原簿によった。その閲覧・解読にあたっては Mr. Jack Harper の多大の助言を得た。
- 24) 以上, 複数の残留者からのききとり (氏名不詳, 83年8月14日)。
- 25) Original settler の Mr. John Simmons 一家からのききとり (83年8月14日)。
- 26) Mr. George Burnett からのききとり (前掲)。
- 27) Mr. John Burrell (Mayor of Ruleville) からのききとり (83年8月15日市庁舎)。
- 28) W.D. Marlow III の息子の妻からのききとり (83年8月16日 Ruleville)。なお翌日 W.D. Marlow III 自身からは取材を拒否された。
- 29) Mrs. Joan Oswalt からのききとり (83年8月17日 Ruleville)
- 30) 前掲の Bob Clark, Stanley Levingston はじめ多くの有力者がこの点を確言している。
- 31) US Bureau of the Census, *1978 Census of Agriculture, vol. 1, pt. 24*, p. 527 より計算。
- 32) *Ibid.*, p. 529.
- 33) Hodding Carter III, *The Negro Exodus from the Delta Continues, New York Times Magazine*, March 10, 1968, p. 118.
- 34) Charles Aiken, *The Fragmented Neo-Plantation: A New Type of Farm Operation in the Southeast, Southeastern Geographer*, vol. XI No. 1. 1971, p. 46.
- 35) 大規模完全借地農の59年の平均農場面積を650エイカ, 78年のそれを1,200エイカとやや控え目に推定したうえで計算した。
- 36) *1940 Census of Agriculture, vol. 1, pt. 4*, pp. 394-401および *1978 Census of Agriculture, vol. 1, pt. 24*, p. 22 より計算。
- 37) *1978 Census of Agriculture, vol. 1, pt. 24*, p. 22.
- 38) たとえば拙稿「プランテーションの経済構造」『土地制度史学』70号, 76年1月, 19-21ページ。

- 39) たとえば Jack Temple Kirby, *op. cit.*, pp. 270-271 を参照。
- 40) Daniel Fufeld, The Basic Economics of the Urban and Racial Crises, *Review of Black Political Economy*, vol. 1, NO. 1, 1970, p. 63, *quoted in* Eleanor Clift, *op. cit.*, p. 115.
- 41) M. Hemphill, *op. cit.*, pp. 662-663, またその具体的情景については, The Delta: Changing, Changeless と題する *Mid South: The Commercial Appeal Magazine*, Sunday Sept. 10, 1967の記事や写真を参照。
- 42) M. Hemphill, *op. cit.*, pp. 400-435に記載された幾多の小集落の消滅の歴史をみよ。
- 43) この「奇妙な果実」(ビリー・ホリディ)の本場では, 河さらいをすると必ず子期せぬ黒人死体があがったという。たとえば Elizabeth Sutherland (ed.), *op. cit.*, 前掲訳書 p. 52・149参照。
- 44) L. M. Salamon, *op. cit.*, p. 447.
- 45) Neil R. McMillen, *The Citizens' Council...*, p. 217.
- 46) Pat Watters & Reese Cleghorn, *op. cit.*, pp. 131-132. なお Delta Council の調査によると, 67年時点でも余剰になった労働者を元の小屋に住まわせていると答えた農場主が86%もいたという (Hodding Carter III, *op. cit.*, p. 118)。
- 47) 以上については全体として L. M. Salamon, *op. cit.*, pp. 423-433, 559-560 を参照。なお1930年代における黒人中産階級抬頭の情景については, H. Powdermaker, *op. cit.*, p. 12・pp. 111-122をみよ。
- 48) この点の詳細は Pat Watters *et al.*, *op. cit.*, pp. 59-63; Haward Zinn, *op. cit.*, 前掲訳書89-108ページ。
- 49) Clayborne Carson, *op. cit.*, p. 78.
- 50) その詳細は Pat Watters *et al.*, *op. cit.*, pp. 153-160.
- 51) 彼女は20人兄弟の末子として生まれた。両親はクロッパーとして「死ぬほど働き」、やっと数頭の驪馬・牝牛を所有するに至るが, これをねたんだ白人が家畜を毒殺してしまったという。(George Alexander Sewell, *Mississippi Black History Makers*, 1977, pp. 346-347)。Marlow Plantation における彼女の位置については, Pat Watters *et al.*, *op. cit.*, p. 146をみよ。
- 52) 彼女の生涯の詳細については, さしあたり G. A. Sewell, *op. cit.*, pp. 346-355; Howell Raines, *op. cit.*, pp. 249-255 および Jerry DeMuth, 'Tired of Being Sick and Tired', *The Nation*, June 1, 1964, pp. 548-551 などを参照。
- 53) その詳細は当時 Ruleville に住みついて闘った Tracy Sugarman の情感あふれるルポ, *Stranger at the Gates: A Summer in Mississippi*, 1966 および E. Sutherland, *op. cit.*, 前掲訳書41・46ページをみよ。

- 54) たとえば当時の Ruleville の保安官補 Deputy は、あの Emmett Till リンチ殺人事件の犯人の兄弟だったといわれる (Howell Raines, *op. cit.*, p. 246)。
- 55) Pat Watters *et al.*, *op. cit.*, p. 162.
- 56) たとえば55年当時の Humphrey 郡については, *ibid.*, p. 152, Yazoo 郡については, Willie Morris, *op. cit.*, pp. 18-19. 62年末の Greenwood 付近の大量追いたては, Howell Raines, *op. cit.*, pp. 256-257. 64年夏の Ruleville については E. Sutherland, *op. cit.*, 前掲訳書41ページなど。67年の Yazoo 郡の同様の事態は Bruce Hilton, *op. cit.*, p. 240, 全域的には Pat Watters *et al.*, *op. cit.*, pp. 131-132, 等々。
- 57) たとえば Joanne Grant, *Black Protest: History, Documents, and Analyses, 1619 to the Present*, 1968, p. 494; Tracy Sugarman, *op. cit.*, p. 39; Pat Watters *et al.*, *op. cit.*, p. 146を参照。
- 58) Pat Watters *et al.*, *op. cit.*, pp. 132-133.
- 59) *Ibid.*, pp. 132-133; L. M. Salamon, *op. cit.*, p. 458. その恐怖については, S N C Cの機関紙 Movement, July 1965, p. 3もみよ。
- 60) 詳細は Pat Watters *et al.*, *op. cit.*, p. 152.
- 61) この点の詳細はさしあたり, B. Muse, *op. cit.*, 前掲訳書205-210ページ。
- 62) L. M. Salamon もこの事業のよき協力者であった (詳しくは, John Egerton, *A Mind to Stay Here: Profiles from the South*, 1970, p. 95・105)。G. A. Sewell, *op. cit.*, p. 354; Elton Fax, *Contemporary Black Leaders*, 1970, p. 129; Ray Marshall & Lamond Godwin, *Cooperatives and Rural Poverty in the South*, 1971, p. 59; L. Salamon, *op. cit.*, p. 545.
- 63) Perry Hamer (F. L. Hamer の甥, 夫の Charrey は82年に死亡) からのききとり (83年8月13・14日 Ruleville)。Perry Hamer の人物像については T. Sugarman, *op. cit.*, p. 115もみよ。
- 64) 詳細は L. Salamon, *op. cit.*, pp. 441-443, 544-546.
- 65) *Ibid.*, p. 457・556.
- 66) フリーダムサマーの1参加学生は書簡に次のように書いている。「農場 plantation へ平然と入って行けるものはいない…住宅も含めて, 多くの農場には『無用の者入るべからず』という立札が立っていて, 所有者は, われわれが彼の農場の黒人の家に入るのを見たら, 射殺できる特権があると思っているのです。」(E. Sutherland, *op. cit.*, 前掲訳書60ページ)
- 67) たとえば62年秋以降白人支配層の猛反攻で運動が苦境に直面した時 Indianola の黒人中産階級は何の援助も与えなかった (L. Salamon, *op. cit.*, p. 458)。また67年の選挙に立った MFDP 候補は, 結局プランテーションと都市の黒人層の離

反のために完敗し、運動は大打撃をこうむった (*ibid.*, p. 487)。黒人活動家 Otis Brown が65年末 Indianola から撤退し Sunflower City という小さな町に活動舞台を移さざるをえなかった一因もここにある（詳細は SNCC, *Movement*, March 1967 p. 1・8・10 に掲載の Taking Power in Sunflower Co. という記事を参照、なおこの記事は上杉忍氏に教えていただいた）。

- 68) M. Hemphill, *op. cit.*, pp. 761-762.
- 69) L. Salamon, *op. cit.*, pp. 526-527.
- 70) この郡の公民権運動の他の側面については、M. Hemphill, *op. cit.*, pp. 756-763 も参照のこと。